

綾瀬市私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱

(名称)

第1条 補助金の名称は、綾瀬市私立幼稚園施設整備費補助金（以下「補助金」という。）とする。

(目的)

第2条 補助金は、私立幼稚園が施設整備を行なうことによって、より良好な環境のもとで幼児教育が推進されることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、補助年度の4月1日現在で市内に設置している私立幼稚園の設置者とする。

(補助対象)

第4条 補助対象は、私立幼稚園の園舎、園庭、遊具、運動用具、保健衛生用品等の教育環境整備の整備に係る費用及び防犯対策整備費用とする。

(補助限度額)

第5条 補助限度額は、1幼稚園あたり70,000円+（5月1日現在の在籍園児数×100円）で算出した額又は施設整備額のいずれか低い額とする。

(綾瀬市補助金等に関する予算の執行に関する規則との関係)

第6条 補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付申請)

第7条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付申請は、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げのできる期日は、交付の決定を受けた日から15日を経過した日までとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項の規定による実績報告書の提出は、事業完了の日から30日を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い期日とする。

(財産の処分の制限)

第10条 規則第15条ただし書きの規定により市長が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により定めるものは、次のとおりとする。

(1) 不動産及びその従物 10年

(2) 前号以外の物品等（短期間の使用によってその性質又は形状を失うことにより使用に耐えなくなる物を除く。）のうち取得価額又は評価額が5万円以上のもの
5年

（書類の整備等）

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して、5年間保存するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（幼稚園等運営及び遊具整備補助金交付要綱の廃止）

2 幼稚園等運営及び遊具整備補助金交付要綱（昭和58年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。